# 結果の概要

この結果は、令和4年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

## 1 施設の状況

### (1)施設数

施設の種類別に施設数をみると、「保育所等」は30,358 施設で前年に比べ363 施設、1.2%増加している。 また、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は17,327 施設で前年に比べ603 施設、3.6% 増加している。(表1、総括表)

表1 施設の種類別にみた施設数

各年10月1日現在

	令和4年	令和3年	対前年		
	(2022)	(2021)	増減数	増減率(%)	
総数	83 821	82 611	1 210	1.5	
保護施設	290	288	2	0.7	
老人福祉施設	5 158	5 192	△ 34	△ 0.7	
障害者支援施設等	5 498	5 530	△ 32	△ 0.6	
身体障害者社会参加支援施設	315	315	0	-	
婦人保護施設	47	47	0	-	
児童福祉施設等	46 997	46 560	437	0.9	
(再掲)保育所等 <sup>1)</sup>	30 358	29 995	363	1.2	
母子·父子福祉施設	55	57	△ 2	△ 3.5	
その他の社会福祉施設等	25 461	24 622	839	3.4	
(再掲)有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	17 327	16 724	603	3.6	

注: 詳細は9ページ 総括表参照

### (2) 定員・在所者数・在所率

施設の種類別に定員をみると、「保育所等」は 2,936,183 人、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は 666,276 人となっている。

また、施設の種類別に在所者数をみると、「保育所等」は 2,599,190 人、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は 546,190 人となっている。(表 2、総括表)

表2 施設の種類別にみた定員・在所者数・在所率

令和4年10月1日現在

	定員(人) <sup>1)</sup>	在所者数(人)1)	在所率(%)2)
総 数	4 176 902	3 644 867	88.3
保護施設	19 192	17 966	93.6
老人福祉施設	157 211	140 003	89.3
障害者支援施設等 <sup>3)</sup>	187 020	149 896	92.2
婦人保護施設	1 205	276	27.2
児童福祉施設等 <sup>4)</sup>	3 145 998	2 790 537	88.9
(再掲)保育所等 5)	2 936 183	2 599 190	88.7
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	666 276	546 190	84.6

#### 注:詳細は9ページ 総括表参照

- 1) 定員及び在所者数は、それぞれ定員又は在所者数について調査を実施した施設のみ、集計している。
- 2) 在所率(%)=在所者数÷定員×100により算出している。ただし、定員不詳、在所者数不詳の施設及び在所者数について調査を行っていない施設を除いて算出している。
- 3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみであり、在所者数は入所者数と通所者数の合計である。在所率は在所者数のうち通所者数を除いて算出している。
- 4) 児童福祉施設等の定員及び在所者数には母子生活支援施設を含まない。
- 5) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

<sup>1)</sup> 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

### (3) 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者の総数は1,260,231 人となっている。これを施設の種類別、職種別にみると、保育所等の「保育士」は393,927 人、「保育教諭」は128,134 人(うち保育士資格保有者は119,120 人)となっている。

また、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)の「介護職員」は 142,180 人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は 63,198 人となっている。(表 3)

表3 施設の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

(単	位:人)									令和4年1	0月1日現在
		総数	保護施設	老人福祉	障害者		1) 児童福祉 (保育所等・地域型保育事業 所を除く)	保育所等	地域型保育	母子·父子 福 祉 施 設	
総	数	1 260 231	6 376	39 000	108 770	383	89 790	724 283	63 006	211	228 413
j	施設長・園長・管理者	59 860	219	2 368	3 919	29	4 629	29 772	6 435	15	12 474
-	サービス管理責任者	4 103			4 103						
	生活指導・支援員等3)	92 774	824	4 226	63 198	165	15 777			-	8 584
	職業·作業指導員	3 160	78	52	2 213	15	383			1	418
	セラピスト	7 635	8	131	1 052	8	3 918			_	2 518
	理学療法士	2 795	3	42	550	-	1 111				1 089
	作業療法士	1 809	3	28	354	=-	937			-	487
	その他の療法員	3 032	3	61	148	8	1 870			_	942
,	心理·職能判定員	35			35						
	医師・歯科医師	3 091	29	115	315	3	1 364	1 038	167	-	60
1	保健師·助産師·看護師	53 472	440	2 463	5 599	22	10 799	13 535	766	-	19 850
,	<b>精神保健福祉士</b>	1 282	102	11	982	1					186
1	保育士	415 655					19 718	393 927	1 999	9	
1	保育補助者	28 250						28 150	99		
1	保育教諭 <sup>4)</sup>	128 134						128 134			
	うち保育士資格保有者	119 120						119 120			
1	保育従事者 <sup>5)</sup>	37 723							37 723		
	うち保育士資格保有者	35 318							35 318		
	家庭的保育者 <sup>5)</sup>	1 374							1 374		
	うち保育士資格保有者	1 034							1 034		
	家庭的保育補助者 <sup>5)</sup>	708							708		
J	居宅訪問型保育者 <sup>5)</sup>	90							90		
	うち保育士資格保有者	69							69		
!	<b>見童生活支援員</b>	639					639			-	
!	<b>児童厚生員</b>	11 246					11 246		•••	-	•••
1	母子支援員	671					671		•••	-	
:	介護職員	175 692	3 230	18 172	12 107	2					142 180
3	栄養士	37 396	207	2 012	2 430	18	1 576	27 185	2 345		1 623
i	調理員	86 398	531	4 543	4 784	45	3 888	53 563	4 301	-	14 743
1	事務員	42 594	448	2 717	5 079	42	4 056	18 560	1 172	70	10 449
	<b>見童発達支援管理責任者</b>	1 340					1 340			-	
	その他の教諭 <sup>6)</sup>	5 342						5 342			
١.	その他の職員 <sup>7)</sup>	61 569	260	2 190	2 952	36	9 784	25 076	5 828	115	15 328

- 注: 従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。
- 1) 保護施設には医療保護施設、老人福祉施設には老人福祉センター(特A型、A型、B型)、児童福祉施設(保育所等・地域型保育事業所を除く)には助産施設、児童家庭支援センター及び児童遊園をそれぞれ含まない。
- 2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所、地域型保育事業所は小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所である。
- 3) 生活指導·支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
- 4) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。
- 5) 保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者及び居宅訪問型保育者は地域型保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。
- 6) その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条に基づき採用されている、 園長及び保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む)以外の教諭である。
- 7) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員(看護師等を除く)を含む。